



2土第61号  
令和2年4月17日

建設業関係団体の長様

愛媛県土木部長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象区域拡大  
を踏まえた工事の対応について

令和2年4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域が全国に拡大され、愛媛県も対象区域となりましたが、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月16日変更）」において、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、社会基盤に係る事業者については、最低限の事業継続が要請されているところであります。

このことから、愛媛県内の建設事業者の皆様におかれましては、元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者等、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動を取っていただきますようお願いいたします。

なお、県発注工事については、令和2年4月15日付け2土第41号で通知しておりますとおり、これまでと同様に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、受注者の判断において工事の一時中止措置等が必要と認められる場合は、引き続き柔軟に対応してまいりますので、各受注者の皆さまから発注部署へご相談ください。

貴職におかれましては、趣旨を十分御理解の上、貴会員（組合員）に対する周知をお願いいたします。

愛媛県土木部土木管理局土木管理課  
契約・建設業グループ  
TEL：089-912-2643（係直通）

# 建設事業者の皆さまへ！

## 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象区域拡大を踏まえた工事及び業務の対応について

令和2年4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域が全国に拡大され、愛媛県も対象区域となりましたが、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年4月16日変更)」において、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、社会基盤に係る事業者については、最低限の事業継続が要請されているところであります。

このことから、愛媛県内の建設事業者の皆様におかれましては、元請事業者を始め、下請事業者や技能者等、施工・業務に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動を取っていただきますようお願いいたします。

なお、県発注工事及び業務については、これまでと同様に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、受注者の判断において工事及び業務の一時中止措置等が必要と認められる場合は、引き続き柔軟に対応してまいりますので、各受注者の皆さまから発注部署へご相談ください。

### ○三つの密（①密閉空間 ②密集場所 ③密接場面）

建設工事の現場では、多人数での作業や打合せをはじめ、三つの密が生じかねない場面も想定されることから、特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期していただきますようお願いいたします。



お問合せ先

◇愛媛県土木部土木管理課  
契約・建設業グループ  
TEL:089-912-2643  
FAX:089-912-2639



# ○工事現場における注意事項



## ① 始業前・始業時

- ・始業前の体温チェックや健康観察(嗅覚、味覚があるか)
- ・発熱等の風邪の症状がみられるときは休暇を取得
- ・打合せ時(KY、TBM等)の離隔距離の確保

## ② 作業時

- ・マスクや手袋の着用
- ・定期的な手洗い
- ・不特定の者が触れる箇所や器具の定期的な消毒
- ・可能な限り密集した作業の回避
- ・人員配置、業務量、作業時間の見直し

## ③ 休憩時

- ・手洗いの徹底
- ・現場事務所や休憩所等の定期的な換気や消毒
- ・不特定の者が触れる箇所や機器の定期的な消毒
- ・休憩時の離隔距離の確保(十分な休憩スペースの確保)

## ④ その他(設備等)

- ・「緊急事態宣言の回避行動」の掲示
- ・相談連絡先を掲示
- ・アルコール消毒液の設置
- ・車での移動時の換気や乗車人数の制限
- ・打合せにおけるWeb会議システムやメール等の活用

がんばるけん  
えひめけん

